

地方交付税について

- 地方公共団体の財源の一つとして地方交付税がある
- 普通交付税では、公共交通の運行・維持に関する財政需要は考慮されておらず、一部の限られた分野で特別交付税が充てられている

1 地方交付税の特徴等

表1 地方交付税の種類と特徴等

種 類	特 徴	公共交通の維持に関する状況
普通交付税 ※H20 年度普通交付税額 14 兆 4816 億円 (総務省 H20.8.15 報道資料)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準財政需要額(標準的な財政需要額)に対する財源不足額に見合いの額を交付 ・交付税総額の 94% ・基準財政収入額が基準財政需要額を超過している場合は「不交付団体」となる 	公共交通の運行や維持を目的とした財政需要は考慮されていないため、運行や維持のための財源措置はされていない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 注)地下鉄の整備のために発行された地方債に係る元利償還金等、建設や整備については、財源措置されているものがある </div>
特別交付税 ※H20 年度特別交付税額 9,245 億円 (総務省 H21.3.17 報道資料)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対して交付 ・交付税総額の 6% 	基準財政需要額の算定によって捕捉されなかった特別な財政需要として、一部の公共交通機関を対象として維持のための財源措置する

2 特別地方交付税で措置される公共交通に係る経費

表2 公共交通に関する主な特別地方交付税による措置状況

事 項	交付措置対象自治体	算定方法
地方バス路線の運行維持	道府県	路線バスの運行維持に道府県が負担する額に、0.8を乗じて得た額から運行維持の経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額
	市町村	路線バスの運行維持に市町村が負担する額に、国の補助金を伴うものにあつては0.8を、国の補助金を伴わないものにあつては、0.8をそれぞれ乗じて得た額の合算額
離島航路等の維持	道府県	離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路の維持に要する経費のうち、普通交付税に関する省令第10条第11項の率を考慮してもなお当該経費が多額であるため特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額
	市町村	1. 離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路維持のために市町村が交付する補助金の額に0.8を乗じて得た額 2. 市町村が経営する離島航路事業又はこれに準ずる航路事業について当該市町村が負担する額に0.8を乗じて得た額
離島航空路線の運行維持	道府県	離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.6を乗じて得た額
	市町村	(県と同じ算定方法に準じて算定した額)

課税自主権について

○ 地方自治体は、地方税法の枠組において、課税自主権に基づき、条例により独自の課税をすることができる。

表 課税方法の比較

課税方式	概要・特徴	税金の用途	納税義務者の範囲	事例
法定外普通税	○ 地方税法に規定された法定税目のほかに、財政需要があるなど特別な事情がある場合に、独自の税目を条例で定めて課税するもの	制限なし (一般財源)	地方自治体 が設定	石油価格調整税(沖縄県) 核燃料税(福井県、新潟県など) 砂利採取税等(咸陽市(京都府)など)
法定外目的税	○ 地方税法に規定された法定税目のほかに、特定の使用目的や事業の経費とするために、独自の税目を条例で定めて課税するもの	制限有り (特定の費用に充てる)	地方自治体 が設定	産業廃棄物税(三重県、新潟県など) 宿泊税(東京都) 乗鞍環境保全税(岐阜県) 使用済核燃料税(柏崎市) など
法定税の 超過課税	○ 標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要があると認められる場合に、標準税率を超える税率を条例で定めて課税するもの [超過課税できる税目] 県 : 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、ゴルフ場利用税など 市町村 : 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、鉦産税、入場税など	制限なし (一般財源)	地方税法 の範囲内	・個人・法人県民税(均等割) 〈森林環境税〉(高知県など) ・法人県民税(法人税割) 本県ほか 46 都道府県 など

注) 法定税は、法律により税目として定められているもの

法定外税は、法律に定められていないもの

普通税は、税金の使い道を特定しないで賦課され、地方自治体の一般的経費に充てるもの。

目的税は、税金の使い道を特定して賦課され、特定の使用目的や事業の経費に充てるもの。

* 次のいずれかが該当すると認められる場合を除き、総務大臣は同意しなければならない。

(地方税法第 261 条、第 671 条、第 733 条)

① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること

② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

* 超過課税は、一定税率の税目で行うことができず、制限税率が定められた税目ではその率を超えることはできない。

・通常、超過課税を行う際には、ある程度特定した目的に充てることとしている
・基金を設置して繰入れ、特定財源化しているケースあり

宮城県: 「みやぎ発展税」

- ・法人事業税に 5% を超過課税
- ・H20 年度から 24 年度まで
- ・対象企業数 約 8000 社
(資本金 1 億円以下で、所得金額が 4 千万円以下の企業を除く)
- ・年間で約 30 億円の税収を見込む(使途)

- 「企業集積促進」
- 「中小企業技術高度化」
- 「地域産業振興促進」
- 「災害に対応する産業活動支援」等
- 「防災体制の整備」

法定外税の状況

(平成21年4月現在)

平成19年度決算額 425億円 (地方税収額に占める割合 0.11%)

1 法定外普通税

(平成19年度決算額)

[単位：億円]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	1.0
核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、 石川県	13.4
核燃料等取扱税	茨城県	1.2
核燃料物質等取扱税	青森県	9.0
臨時特例企業税	神奈川県	5.9
計	15件	30.5

[市町村]

砂利採取税等	城陽市(京都府)、中井町(神奈川県)、 山北町(神奈川県)	0.4
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	3
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3
計	7件	12

[合計]

22件 31.7

2 法定外目的税

[都道府県]

産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、 山形県、愛媛県	7.4
宿泊税	東京都	1.4
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.2
計	29件	8.9

[市町村]

遊漁税	富士河口湖町(山梨県)(*2)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	1.3
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	5
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)	0.0
計	5件	6.7 (*3)

[合計]

34件 10.8

*1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*2 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

*3 岐阜県多治見市の一般廃棄物埋立税(～H18年度)0.2億円を含む。

*4 端数処理のため、計が一致しないことがある。

出典：総務省HP

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数 (H20. 4. 1 現在)

○ 都道府県

< 都道府県民税 >

個人均等割

29 団体
岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、滋賀県、岐阜県、愛知県、山梨県、山崎県、和歌山県、鳥取県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

所得割

1 団体
神奈川県

法人均等割

29 団体
岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、滋賀県、大分県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、高知県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

法人税割

46 団体
静岡県を除く46都道府県

< 法人事業税 >

8 団体
宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

< 自動車税 >

1 団体
東京都

○ 市町村

< 市町村民税 >

個人均等割

1 団体
北海道夕張市

所得割

1 団体
北海道夕張市

法人均等割

408 団体

法人税割

1,022 団体

< 固定資産税 >

160 団体

< 軽自動車税 >

28 団体

< 釧産税 >

34 団体

< 入湯税 >

2 団体
三重県桑名市、岡山県美作市

イ 超過課税の規模 (H19年度決算)

道府県税(団体数(注))		
道府県民税	個人均等割(23団体)	110.0億円
	所得割(1団体)	24.6億円
	法人均等割(23団体)	75.1億円
	法人税割(46団体)	1,411.0億円
法人事業税(7団体)		1,374.6億円
自動車税(1団体)		5百万円
道府県税計		2,995.3億円
市町村民税(団体数(注))		
市町村民税	個人均等割(1団体)	2百万円
	所得割(1団体)	29百万円
	法人均等割(404団体)	146.4億円
	法人税割(1019団体)	3,370.2億円
固定資産税(158団体)		358.6億円
軽自動車税(26団体)		5.1億円
釧産税(36団体)		9百万円
入湯税(2団体)		23百万円
市町村税計		3,880.9億円
超過課税合計		6,876.2億円

※ 法人二税の占める割合:92.7%

(注) 平成19年4月1日現在の団体数である。

出典:総務省HP